

現 場 説 明 書 (技術的事項)

工事名 福山市霞駐車場看板改修工事

1. 現場の状況

工事場所は、福山市霞駐車場敷地内です。工事期間中も、通常通り施設の利用があります。本施設の営業時間は午前 8 時～午後 1 1 時までです。休日はありません。駐車場内への経路は、車両の高さ (2. 1 m)、車両の幅 (2. 0 m) の制限があります。

2. 留意事項

- ① 看板改修工事の作業時間帯は、営業時間外 (午後 1 1 時～午前 7 時) の夜間作業を見込んでいます。営業に支障のない作業を営業時間内 (午前 8 時～午後 1 1 時) に行いたい場合は、施設管理者と協議の上、監督員の承諾を得てください。
- ② 防水改修工事等を営業時間内 (午前 8 時～午後 1 1 時) に行う場合は、駐車場場内で一般車両の通行に支障がないよう交通誘導員の配置をするなどの安全対策を行ってください。
- ③ 作業に伴い、営業時間内 (午前 8 時～午後 1 1 時) に一般車両の駐車スペースを駐車禁止区画とする場合は 1～2 台程度に留めてください。なお、2 台以上駐車禁止区画が必要な場合は、監督員の承諾を得てください。
- ④ 工事に伴う敷地利用は最小限にとどめてください。
- ⑤ 工事期間中は、第三者等の安全確保に細心の注意を払い、必要な対策を講じてください。
- ⑥ 工事で既存建物等に損傷を与えないように必要な対策を講じてください。なお、損傷を与えた場合は受注者負担により速やかに復旧してください。
- ⑦ 施設管理者と日程調整を密に行い、利用者や職員等への影響のないよう努めてください。
- ⑧ 仮設計画は、施設管理者と協議の上、監督員の承諾を得てください。
- ⑨ 騒音・振動作業時は、十分な対策を講じてください。
- ⑩ 工事施工上必要な官公署への手続きは、受注者の責任において速やかに行ってください。

3. 別途工事

なし

福山市霞駐車場看板改修工事

[illegible]

福山市建設局建築部營繕課			2025年 6月		
主務	課員	次長	課長補佐	當番課長	建築部長

福山市霞駐車場看板改修工事特記仕様書

1. 工事名称

福山市霞駐車場看板改修工事

2. 工事場所

福山市霞町一丁目地内

3. 工事概要

・看板改修工事

一式

・防水改修工事

一式

・建具改修工事

一式

※本工事は、法定外の労災保険を見込んでいる。

4. 別途工事

なし

5. 工事仕様

1) 共通仕様

図面及び特記事項に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版及び公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版による。

a. 官庁手続き

・受注者は、関係官公署への必要な手続きを代行する。（官公署手続きは、監督員の承諾後とする。）

b. 地元企業及び地場製品の活用

・受注者は、地元企業及び地場製品の積極的な活用に努める。

c. 疑義に対する協議等

・設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取り合いの関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は監督員と協議する。

d. 工期の設定

・本工事の工期は、工事検査期間としての14日を含んでいる。

e. 工程表の提出

・契約締結後14日以内に実施工程表を提出する。

2) 特記仕様

a. 適用基準等

・建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）建設経済局建設業課・住宅局建築指導課監修

・建築工事安全施工技術指針 建設大臣官房官庁営繕部監督課長通達

・建築基準法、消防法、その他関係法令

b. 主任技術者

・受注者は、主任技術者を建設業法により定め、工事現場内において工事名、工期、写真、所属会社名及び証明印の入った名札を着用する。

c. 建築材料等

・建築材料の製造所、製品及び施工業者等は、特記されたもの又は同等以上とする。ただし、同等とする場合は、監督員の承諾を受ける。また（社）公共建築協会が実施する「建築材料 設備機材等品質性能評価事業」によって所要の品質・性能を有することの評価を受けた材料・機材等使用する場合は、評価書の写しを監督員に提出する。

・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。「グリーン購入法」という）により、環境負荷を低減できる材料を選定するように努める。

d. 特別な材料の工法

・材料の選定に当たっては、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮する。工事に使用する材料は、アスベストを含有しないものとする。

・建築標準仕様書（建築工事）に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法による。

・本工事により生じた廃棄物はすべて構外に搬出し、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令等によるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い適正に処理する。

・建設副産物情報交換システム（COBRIS） （財）日本建設情報総合センター

本工事は登録対象工事であるため、受注者は、施工計画時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに当該システムにデータの登録を行なうものとする。また、建設リサイクル法に規定する建設資材を搬入（搬出）する場合は、次表により計画書（実施書）を提出する。なお、これにより難しい場合は、監督員と協議する。

	施 工 計 画 時	工 事 完 了 時
搬 入	再 生 資 源 利 用 計 画 書	再 生 資 源 利 用 実 施 書
搬 出	再 生 資 源 利 用 促 進 計 画 書	再 生 資 源 利 用 促 進 実 施 書

f. 工事及び完成写真

・本工事で発生する建設廃棄物のうち、広島県内の最終処理場に搬入する建設廃棄物については広島県産業廃棄物埋立税が課税される。なお、本工事では、広島県産業廃棄物埋立税相当額を含んでいる。

・工事着手前 工事中及び完了時に撮影した写真、その他本工事が適正に施工されたことが確認できる写真をA4版に整理し1部提出する。

g. 別契約の関連工事との調整等

・別契約の関連工事受注者と工程を含めた総合的な打合せを定期的に行い、監督員の調整に協力し、当該工事関係者とともに円滑な施工に努める。

h. 施工管理

・受注者は施工管理体制を確立し、品質、工程、安全等の施工管理を行う。

※施工体制台帳（建設業法等に従って作成し、写しを提出する。）

・技術者台帳（施工体制台帳に添付） 監理技術者・主任技術者（下請を含む）及び専門技術者の写真、名前、生年月日、所属会社名を記載する。

※施工体系図（建設業法に基づき、当該現場の見やすい場所に掲示する。）

i. 施工管理

・作業時間は、原則午前8時から午後5時までとし、通学時間帯を考慮する。

ただし、夜間作業は午後11時から午前7時までとし、近隣住民に配慮する。

・日曜日及び祝日に作業を行わないこと。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りではない。

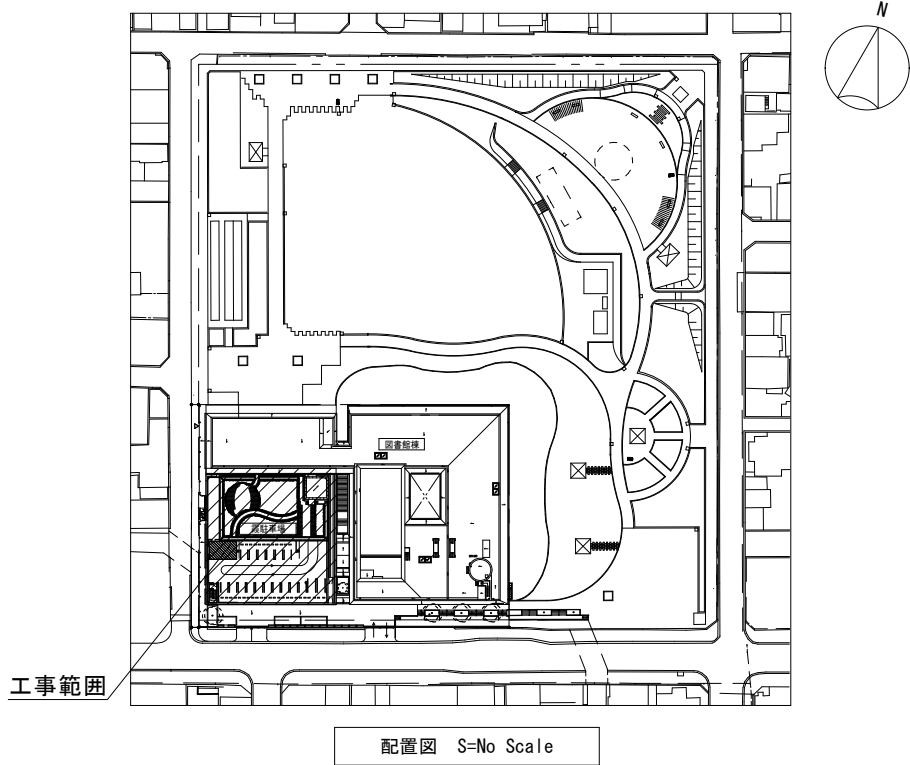
3) 仮設工事

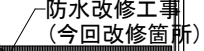
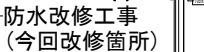
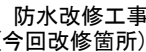
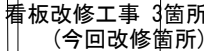
a. 工事用水及び電力

・工事用水は、利用できない。

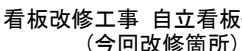
・工事電力は、利用できない。

- b. 安全対策
- ・施工に際しては、関係法令を遵守し工事現場内の安全を図ると共に、監督員と連絡協議を密に行い、第三者の安全に十分な注意を払い、その対策を講ずる。
- ・工事中も施設の利用があるため、工事車両の出入・材料の搬入、搬出時は特に注意する。
- ・本工事は、交通誘導員として12名見込んでいる。
- ※交通誘導員の配置については、実施伝票（原本）および配置状況のわかる立会写真の撮影を行い監督員に提出する。
- ・工事車両の駐車スペースについては、施設管理者と協議する。
- ・工事中は養生を十分行い、既存施設や工事目的物の施工済み部分等について汚損又は損傷しないように注意する。
なお、損壊した場合は、受注者の責任において復元する。
- ・工事敷地内に現場事務所は設置できない。
- ・工事期間中、施設は常時運営しているため、監督員及び施設管理者との協議のうえ、適切な工事工区の計画を行い、工事に着手する。
- ・作業に伴う一般車両駐車禁止区画は、1～2台程度とする。
- c. その他



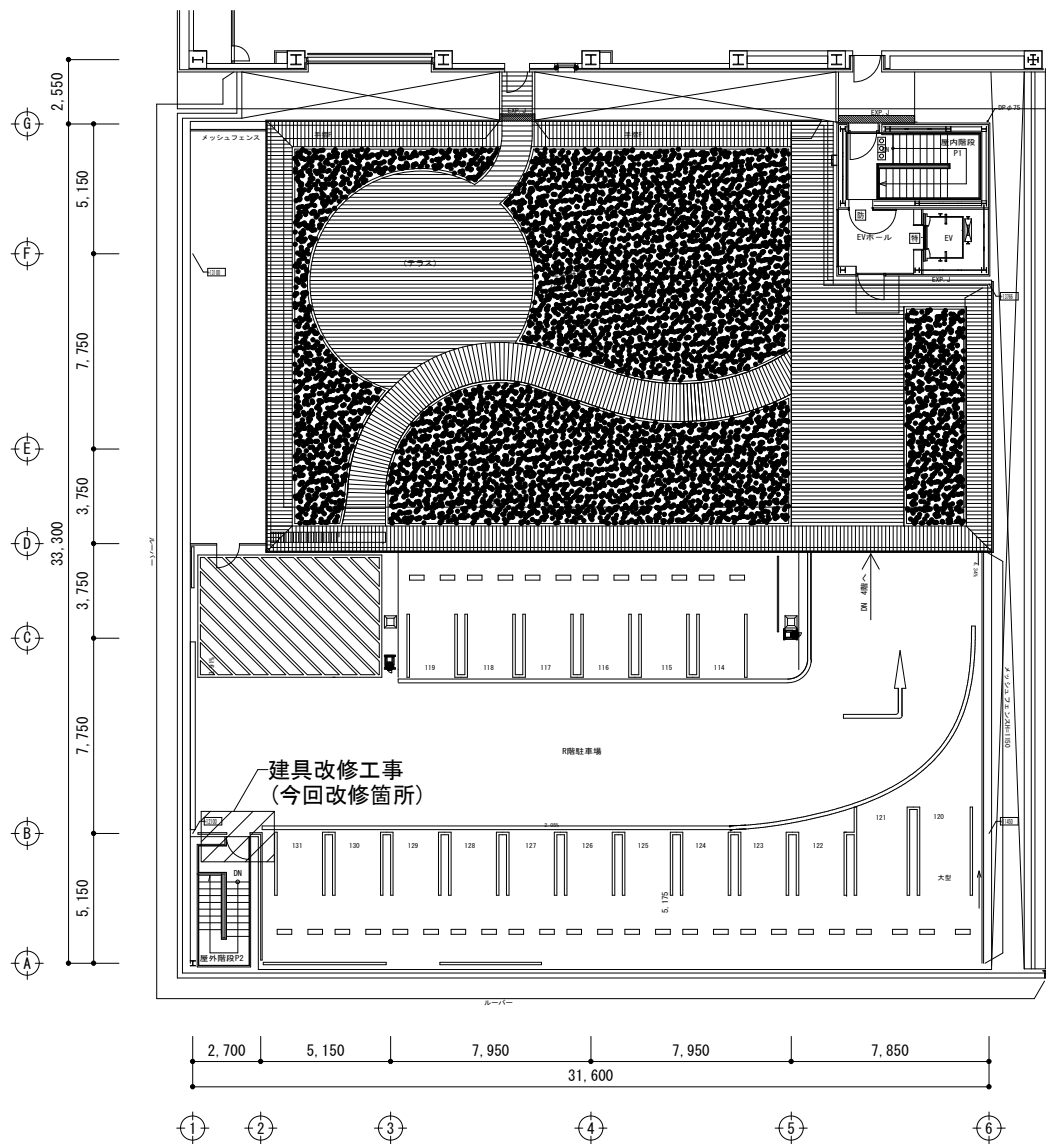


4階部分平面図 S=1/300

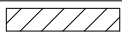


西側立面図 S=1/300

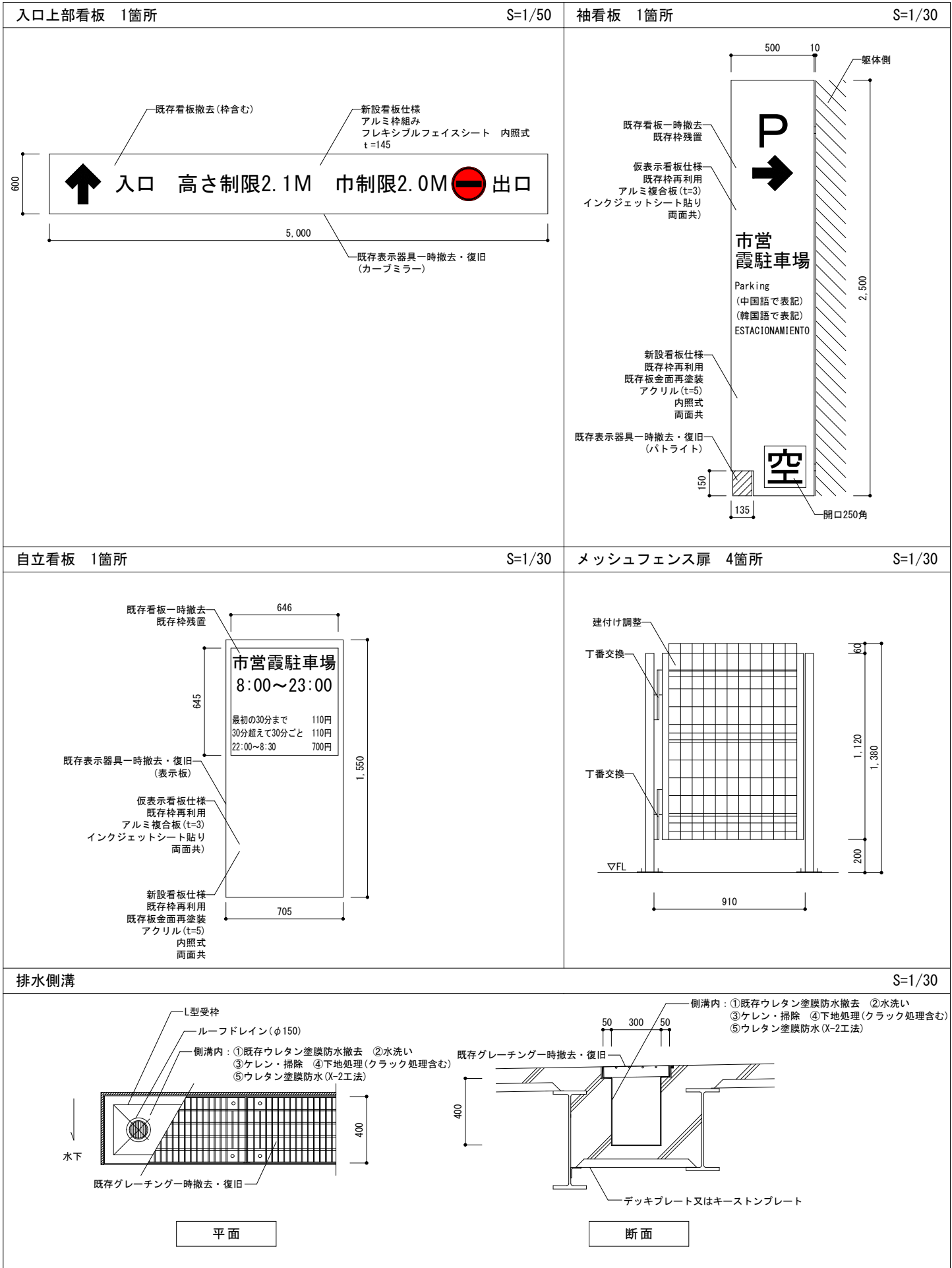
看板改修工事は夜間作業とする。
既存看板を先行で撤去し新設看板設置まで期間が開く際は、仮表示看板を設置する。
駐車場営業時間内で、防水改修工事を行う際は、片側は一般車両が通行できる様に交通誘導員を配置するなど仮設計画をする。
納まり・大きさ等は、現場確認の上決定する。



R階平面図 S=1/300

改修範囲	改修内容	
	既存	入口上部看板 (W5,000×H600)・袖看板 (W500×H2,500)・自立看板 (W705×H1,550)
看板改修工事 (3箇所)	改修	①既存表示器具一時撤去 ②既存看板撤去・一時撤去 ③看板新設 ④既存表示器具復旧
	既存	ウレタン塗膜防水
防水改修工事	改修	①既存グレーチング一時撤去 ②既存防水層撤去 ③水洗い ④ケレン・清掃 ⑤下地調整(クラック処理含む) ⑥ウレタン塗膜防水(X-2工法) ⑦既存グレーチング復旧
	既存	メッシュフェンス扉
建具改修工事 (4箇所)	改修	①丁番交換 ②建付け調整

看板改修工事は夜間作業とする。
既存看板を先行で撤去し新設看板設置まで期間が開く際は、仮表示看板を設置する。
駐車場営業時間内で、防水改修工事を行う際は、片側は一般車両が通行できる様に交通誘導員を配置するなど仮設計画をする。
納まり・大きさ等は、現場確認の上決定する。



参考数量書

§ 工事名称 福山市霞駐車場看板改修工事

§ 工事場所 福山市霞町一丁目地内

特記事項

- 1 この数量書は、福山市建設工事請負契約約款 1 条に定める「設計図書」ではなく参考数量です。従って、契約後の変更等を含意するものではありません。
- 2 数量の算出は次の基準によっています。

※ 「建築数量積算基準・同解説」 (建築工事積算研究会制定)

設 計 書

工事名称 福山市霞駐車場看板改修工事

工事場所 福山市霞町一丁目地内

- 【工事概要】
- | | |
|---------|----|
| ・看板改修工事 | 一式 |
| ・防水改修工事 | 一式 |
| ・建具改修工事 | 一式 |

名 称	数 量	単位	金 額	備 考
直接工事費				
直 接 工 事 費	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		消費税率 10 %
工事費	1	式		

福 山 市

[illegible]

福 山 市